

子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しについて

1 概要

平成27年3月に策定した「第1期東広島市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から平成31年度）」（以下「計画」という。）については、基本指針※により支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。

また、計画策定後の児童福祉法や母子保健法の法改正に対応するため、本市として取り組むべき事業を検討する必要がある。

そのため、平成29年度の東広島市子ども・子育て会議において、計画の中間年の見直し等について、検討作業を行うもの。

※基本指針・・・「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」

2 国の動向

（1）児童福祉法（平成29年4月1日施行）

児童や家庭に対する支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要であるため、市町村は基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援を担う役割・責務があることが児童福祉法に明記された。それに伴い、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされた。

（2）母子保健法（平成29年4月1日施行）

妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施することが重要であり、支援を行う「子育て世代包括支援センター」（以下「センター」という。）について、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指していくこととされた。また、全国展開に向けて、センターの設置根拠（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）を設け、市町村はセンターを設置するように努めなければならないこととされた。

（3）子育て安心プラン（平成29年6月2日公表）

待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するとともに、M字カーブを解消するため、平成34年度末までの5年間で25歳から44歳までの女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとしている。

3 見直し等を検討する項目（案）

- （1）教育・保育の「量の見込み」の見直しについて
- （2）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直しについて
- （3）児童等に対する必要な支援を行うための体制整備について

4 スケジュール

別紙「子ども・子育て支援事業計画 見直し作業スケジュール（案）」のとおり